

大ト協第 196 号

令和 5 年 9 月

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会

会 長 中川 才助

## 令和 5 年度 E V トラック導入支援助成について

### (ご案内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、大阪府の燃料高騰対策事業の一環として、E V トラック（電気自動車）の導入費およびその充電設備整備費、ならびに同制度により導入した E V 車へのラッピング費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、E V トラックの導入ならびに充電設備整備をご計画の事業者の皆さまは、下記に基づきお手続きいただきますようご案内申し上げます。

#### 記

#### 1. 申請期間

**令和 5 年 9 月 1 日(金)～令和 6 年 2 月 9 日(金)**

**※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了といたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。**

#### 2. 助成の条件

##### **【E V トラック 導入】**

(1) 別表の補助対象車を新車で、大阪府下（大阪・和泉・なにわ・堺ナンバー）に登録すること。

- (2) 登録の時期が、令和5年4月3日から令和6年1月31日までの間であること。
- (3) 令和6年2月9日(金)までに、領収書（リース契約書）を含めたすべての書類を必ず提出すること。
- (4) 補助金額 別表のとおり  
【計算式】(一財)環境優良車普及機構が公表する基準額 $\times 3/2 \times (1-2/3)$   
-全ト協補助 30万円 (※千円未満切り捨て)
- (5) 申請者 リース会社

### 【充電施設整備】

- (1) 令和5年度のEVトラック導入支援助成を利用して導入したEVトラックに係る充電設備（経済産業省助成事業「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」対象設備に限る）を、大阪府下に設置すること。
- (2) 令和5年4月3日から令和6年1月31日までの間に、設置が完了すること。
- (3) 令和6年2月9日(金)までに領収書、設備の写真を含めたすべての書類を必ず提出すること。
- (4) 充電設備の設備費・付帯工事費（申請者負担分）の半額。ただし、設備1台あたりの上限を1,981千円とする。
- (5) 充電設備は1車両あたり1台に限る。

### 3. EVトラックラッピングの協力依頼

(公社)2025年日本国際博覧会協会の広報活動の一環として、EVトラックに対し、以下の条件により、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の機運醸成を目的としたラッピングへのご協力をお願いしております。ご協力いただける場合は申請の際にお申し出ください。

- (1) 令和5年度のEVトラック導入助成を受けた車両であること。但し、それ

以前に導入したEVトラックも事情により応じる場合がある。

- (2) 施工前に大阪府トラック協会と覚書を締結すること。
- (3) 費用負担      ラッピング費用の全額（撤去費含む）を大ト協が負担する。
- (4) ラッピングのデザインは万博協会が認める素材で、当協会が指定するものに限る。

#### 4. 申請必要書類

- ① 様式2 令和5年度EVトラック導入促進助成金交付申請書
  - ② 様式3 リース料金算定根拠明細書（車両導入のみ）  
（補助金相当額を減じたリース料金が記載されたもの）
  - ③ 請求書（写）
  - ④ 領収書（写）
- ※リースの場合は見積書（写）とリース契約書（写）
- ※領収日が令和5年4月1日以降のもの。
- ⑤ 当該車両の使用者の氏名又は名称、住所、使用の本拠の位置、所有者の氏名又は名称が記載された自動車検査証記録事項（写）  
（※充電設備整備は、導入した施設の全体および型式が記載されている部分の写真、ラッピングの場合は施行後のトラックの写真を添付）

#### 5. 申込要領

- ① 導入希望の事業者の方は、様式1「令和5年度 EVトラック導入支援助成金交付申込書」に必要事項を記入のうえ、大ト協 業務部 FAX〔(06) 6965-4039〕までお申し込みください。（仮申請）
- ② 大ト協より仮申請の事業者に対し、導入台数分の「EVトラック導入支援助成金交付申請書（以下、申請書）」を送付いたしますので、必要書類がすべてそろい次第、記載・押印の上、下記まで申請（郵送）してください。（本申請）

（申請先）〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2  
（一社）大阪府トラック協会 業務部  
TEL (06) 6965-4036

## 6. 注意事項

- (1) 本助成と環境省の「商用車の電動化促進事業」と併用可。
- (2) 「令和5年度環境対応車導入促進助成」との併用可。
- (3) 各種導入状況の確認のため、ディーラーや施工会社とトラック協会が直接連絡を取り合う場合があります。